

新型コロナウイルス感染症に係る支援制度のお知らせ

子育て世帯への臨時特別給付金

対象 18歳以下の児童を養育している方（所得制限があります）

給付額 児童1人当たり10万円

申請が必要な方・申請期限

申請が必要な方（下記のいずれかに該当する方）	申請期限
児童手当を受給していない方	2月28日(月)まで
公務員世帯	2月28日(月)まで
新生児(令和4年1月11日～3月31日の間に出生した児童)を養育している方	4月28日(木)まで

*児童手当受給者（公務員世帯を除く）については、児童手当で指定している支給方法により令和3年12月27日と令和4年1月28日に、2回に分けて5万円ずつ支給しました。



詳しくはこちら

再度お知らせ！申請がお済みでない方は期限までに申請ください！

子育て世帯生活支援特別給付金

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)

対象 18歳以下の児童を養育しているひとり親世帯の方（所得制限があります）

給付額 児童1人当たり5万円

申請が必要な方 下記のいずれかに該当する方

- 公的年金などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方
- 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

申請期限 2月28日(月)まで



詳しくはこちら

子育て世帯生活支援特別給付金 (住民税非課税相当世帯分)

対象 18歳以下の児童を養育している住民税非課税世帯

給付額 児童1人当たり5万円

申請が必要な方 下記のいずれかに該当する方

- 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同等と認められる方
- 市が定めた基準日（令和3年7月16日）時点で未申告であった方など

申請期限 2月28日(月)まで



詳しくはこちら

問合せ 子育て支援課 内線 338

申請期限を3月31日まで延長！

生活困窮者自立支援金の申請期限を延長します

申請期限を3月31日まで延長しました。日上市社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸し付けが終了した方または、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の貸し付けが終了した方のうち、下記に該当する方に支援金を支給します。

対象 次のすべてに該当する方

- 世帯の生計を主として維持している
- 求職活動を行っているまたは生活保護申請中
- 収入・資産の要件に該当する

生活困窮者自立支援金の支給が終了した方が、なおも生活に困窮している場合には、再支給を申請することができます。申請方法など詳しくは、市のホームページをご覧ください。

支給額（月額）

- 単身世帯 6万円
- 2人世帯 8万円
- 3人以上世帯 10万円

支給期間 3か月

申し込み 3月31日(木)までに、申請書、本人確認書類の写し、振込口座・収入・預貯金が確認できる書類などを直接か郵送で、社会福祉課へ
*詳しくは、右記QRをご覧ください。



その他 総合支援資金（初回、再貸し付け）及び緊急小口資金の貸し付けが終了した方には申請書などを郵送しています。

問合せ 日上市生活困窮者自立支援金コールセンター
IP 050-5528-5029

*平日のみ。午前8時30分～午後5時15分

新型コロナウイルス
関連情報
COVID-19

コロナに関する
最新情報も配信

「ひたちナビ」で最新情報をお受け取りください！

スマートフォン向け地域情報アプリ「ひたちナビ」は、新型コロナウイルス感染症や防災などの緊急情報やイベント情報、ごみの収集日や天気予報など生活に関わるさまざまな情報を、「いつでも」「どこでも」「タイムリーに」「自動的に」取得できます。無料で利用できますので、ぜひダウンロードしてご活用ください。

新しい情報は
プッシュ通知でお知らせ！

*通知を受け取りたいジャンルを選べます。

インストールは
下記QRから



iPhone



Android

「ひたちナビ」をより便利に！アンケートにご協力ください

「ひたちナビ」をより一層便利なものにしていくために、アンケートを実施しています。「ひたちナビ」のトップページから、ぜひご意見をお寄せください！

期限 2月15日(火)まで

問合せ デジタル推進課 内線 587

